

## 長崎市委員会 令和5年6月総会 議事録

1 日 時 令和5年6月28日(水) 15:00 開会  
15:40 閉会

2 会 場 長崎市役所 7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)

3 役 員 会長 平尾 政博  
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席委員(19名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	永岡亜也子
平尾 政博	松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀
山口 邦俊	山口 眞佐栄	山崎 実男	山脇 貞雄	

5 欠席委員(0名)

6 出席推進委員(21名)

池田 憲二	今村 秀喜	岩尾 直己	浦川 英敏	川添 孝則
城戸 利美	久保 正	柴原 恵	田中 幹生	鶴田 安明
中山 辰也	野口 弘人	野本 英世	濱口 敏夫	濱口 雅洋
増田 茂	松本 貞幸	三浦 孝路	村田美津枝	森内 悟己
森保 欣也				

7 欠席推進委員(3名)

中村 数昭 山下 和孝 尾崎 正孝

8 出席職員

【農委事務局】 事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池専門官

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から、令和5年6月委員会総会を開会いたします。本日がこのメンバーでの最後の総会となります。まずもって、3年間本当にお疲れ様でした。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。それでは、議事進行につきましては、委員会等に関する法律第5条第5項及び委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長をお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の委員会総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、今期最後の総会となります。3年間大変御苦労様でした。今後ともよろしくをお願いいたします。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、委員の出席は19名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことを御報告いたします。また、推進委員の出席は、21名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。井川委員と岩本委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○井川委員・岩本委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方の御協力をお願いいたします。本日は、付議事項が4件ございます。

まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」、議案の説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは第1号議案について御説明させていただきます。議案書の1ページを御覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、長崎市長から委員会に意見を求められているものですが、今回の案件は、先月5月の総会で除外申請としての意見を求められていたものでしたが、長崎市において、農業用施設と一体となった管理用道路についても、農用地区域内の農業用施設用地と位置付けるよう整理が行われた結果、農用地区域からの除外ではなく、農用地区域内の農地から農業用施設用地に区分を変更することとして、改めて意見を求められたものです。なお、5月に御審議いただいた意見は、取下げの処理を行っていることを申し添えます。

それでは、議案書の2ページを御覧ください。申請者は、〇〇です。目的は、農用地区域内にある土地の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しようとするものです。物件は、現川町に在住の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆568㎡のうち192㎡、同じく現

川町に在住の〇〇さんが所有する現川町の農地1筆310㎡のうち150㎡、それから、所有者は〇〇さんですが、代表相続人として〇〇さんが管理している現川町の山林1筆26㎡の、合計3筆368㎡です。変更理由ですが、新幹線トンネルの掘削工事の影響で、現川地域において水源の減水・枯渇が生じ、農業用水に支障をきたしたことから、現川町〇〇及び〇〇に受水槽が設置されております。この受水槽を設置する際に、受水槽までの工事用道路として活用するために、一部の農地について令和5年8月31日までの期間で一時転用の申請がなされ、許可されています。この工事用道路について、地元地権者と鉄道・運輸機構で協議が行われ、当該受水槽を管理するための道路として今後整備する方針となったことによるものです。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。JR現川駅の南東に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、拡大した表示図です。次が、現地の写真です。こちらが、〇〇の一部にあたる部分、次が中腹付近ですが、写真の左側はすでに農業用施設用地となっている部分で、右側が今回区分の変更を行う部分です。次が、上側です。次が、今の写真を反対側から見たものです。次が、道路の計画平面図です。本件につきましては、先月の総会にて除外についてやむを得ないとして、意見を付していたものですが、今回は農用地区域からの除外ではなく、農用地区域内の区分を農地から農業用施設用地に変更するというものであるため、当該軽微な変更は許可相当と考えられます。参考としまして、先月付議した内容を3ページに添付しておりますので、併せて御参照ください。第1号議案についての説明は、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案についての説明がありましたが、この件について、何か御意見・御質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様方にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第2号議案1番について御説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。本件は、相川町の〇〇さんが所有する、相川町の農地1筆26㎡について、子である相川町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢のため子へ贈与を行うものであり、譲受人が贈与を受け耕作管理するものでございます。また、今回の譲受人と

譲渡人は同一世帯であり、今回贈与を行う農地は、既に譲受人の経営面積に含まれていることから、経営面積と取得後の面積は同じ面積となります。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。式見漁港の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は3人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、井川委員から報告をお願いします。

**○井川委員** 現地調査について御報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は同一世帯の父から息子へ生前贈与を行うもので、露地野菜の栽培を行っています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は、引き続き4ページを御覧ください。本件は、愛知県の〇〇さんが所有する、琴海村松町の農地1筆625㎡について、義兄である琴海村松町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により管理できないためであり、譲受人が現在も管理している農地であるため、贈与を受け引き続き耕作管理を行うものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。村松小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で300日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、濱口推進委員から報告をお願いします。

**○濱口推進委員** 現地調査について御報告いたします。6月15日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で果樹の栽培を予定しているとのことでした。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして、3番について御説明いたします。議案書は、5ページを御覧ください。本件は、姉妹4名で共有されている大籠町の農地1筆114㎡について、姉の〇〇さん、妹の〇〇さん、同じく妹の〇〇さんの持ち分を、現在耕作管理を行っている平山町の〇〇さん一人に贈与により集約し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。深堀小学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業

常時従事日数は4人で650日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、柳川委員から報告をお願いします。

**○柳川委員** 現地調査について御報告いたします。6月19日に私と中村推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、相続により共有名義になっていた農地を、現在耕作管理を行っている譲受人に贈与するもので、露地野菜の栽培を行っています。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

**○農地係長** 続きまして、4番について御説明いたします。議案書は、引き続き5ページを御覧ください。本件は、片淵1丁目の〇〇さんが所有する、脇岬町の農地1筆162㎡について、弟である脇岬町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢により耕作管理ができないためであり、譲受人が贈与を受け耕作管理するものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。脇岬海水浴場の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、就農計画を履行されることで要件を満たすものでございます。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、6月19日に山口委員、柴原推進委員にお願いし、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、5番について御説明いたします。議案書は、6ページを御覧ください。本件は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地15筆6,441㎡について、後継者である息子の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢のため耕作管理できないためであり、譲受人が贈与を受け耕作管理するものでございます。また、今回の譲受人と譲渡人は同一世帯であり、今回贈与する農地は既に譲受人の経営面積に含まれていることから、経営面積と取得後の面積は同じ面積になっております。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北側から北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、6枚ほどございます。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は4人で290日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては、増田推進委員から報告をお願いします。

**○増田推進委員** 現地調査について御報告いたします。6月16日に私と赤瀬委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、同一世帯の父から息子へ生前贈与を行うもので、植木の栽培を行っております。また、第6号の地域との調和要件につきましては、特に問

題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第3号議案1番について御説明いたします。議案書の7ページを御覧ください。本件は鹿児島市の〇〇さんが所有する琴海戸根町の農地1筆について、琴海戸根町の〇〇さんが、所有する駐車場への進入通路として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海中学の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。隣接する宅地及び赤道を併用地として国道206号線から駐車場まで通路を整備する計画で、通路内はアスファルト舗装され、国道側入り口部分には、門の設置を行います。また、併用地の赤道は現在、払下申請中で、国道歩道のガードパイプ等の工事につきましては、道路管理者の許可済みとなっております。雨水・排水につきましては、自然流下により道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、濱口推進委員より報告をお願いします。

○濱口推進委員 現地調査について御報告いたします。4月17日に私と森山委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、国道から駐車場までの進入路として、転用許可申請がなされたものですが、周囲は宅地化が進んでおり隣接する農地はありません。また、雨水については自然流下により道路側溝に放流するなど、転用については、特に問題ないと思われま。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、2番について御説明いたします。議案書は引き続き、7ページ

を御覧ください。本件は南越町の〇〇さんが所有する南越町の農地2筆について、南越町の〇〇さんが、自宅の庭用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンを御覧ください。航空写真でございます。恐竜パークの東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。当該地は、申請者が所有する宅地に隣接しており、宅地の庭として活用する計画で、コンクリート舗装を行う予定になっております。雨水排水につきましては、自然流下により隣接する河川に放流し、汚水生活雑排水は発生いたしません。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、6月19日に山口委員、柴原推進委員にお願いし、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第3号議案について議案の説明と現地調査の報告がございましたが、何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第4号議案について御説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の8ページから20ページにかけて掲載をしております。それでは、20ページを御覧ください。20ページの右側の表の下の方に集計をしておりますが、対象地は永田町の1,127筆、401,393.66㎡でございます。調査対象範囲につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。永田町全体の航空写真になります。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が、10枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が、7枚ほどございます。現地の立ち合いは、令和5年4月4日に鶴田推進委員にお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第4号議案2番からの個別案件について御説明いたします。議案書は21ページから22ページになります。それでは、22ページを御覧ください。22ページの表の

下の方に集計しておりますが、申出件数が6件、合計筆数が15筆、合計面積が13,060㎡について、非農地通知申出書が提出されております。

議案書の21ページにお戻りください。2番は、三重町の〇〇さんが所有するさくらの里3丁目の農地1筆で、面積は280㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、野本推進委員より報告をお願いします。

**○野本推進委員** 現地調査について御報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして3番は、高浜町の〇〇さんが所有する、高浜町の農地2筆で、面積は1,492㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、5月22日と6月9日に山口委員、柴原推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、大阪府高槻市の〇〇さんが所有する、三原1丁目の農地2筆で、面積は353㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。高尾小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、6月12日に山下推進委員にお願いしております。

続きまして、5番は、錦3丁目の〇〇さんが所有する、錦3丁目の農地3筆で、面積は1,149㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。西町小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、6月12日に山下推進委員にお願いしております。

続きまして6番は、早坂町の〇〇さんが所有する、早坂町の農地1筆で、面積は7,438㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。出島道路長崎料金所の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、村田推進委員から報告をお願いします。

**○村田推進委員** 現地調査について御報告いたします。6月15日に私と山口委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

**○農地係長** 続きまして22ページを御覧ください。7番は、埼玉県越谷市の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地6筆で、面積は2,348㎡でございます。申請地につきましては、



スクリーンを御覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が、もう1枚ございます。現地調査につきましては、久保推進委員から報告をお願いします。

○久保推進委員 7番の現地調査について御報告いたします。6月15に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は、森林化しており、農地への復元が困難な状況でした。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第4号議案についての説明と現地調査の報告がありました。何か御意見、御質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1について御報告いたします。報告事項の資料の1ページから4ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、15件の届出がありました。続きまして、資料の5ページから6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の市街化区域内の転用の届出が、7件提出されました。続きまして、資料の7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第6号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が、4件提出されました。合計26件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。

— 報告 —

引き続き、報告事項3「令和5年度全国農業委員会会長大会について」報告いたします。

— 報告 —

---

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」、事務局から説明をお願いいたします。

－ 農政管理係長 説明 －

○議長 ありがとうございました。この件について、皆さんから何か御意見、御質問等ございませんか。

－ 意見等なし －

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から何か御意見・御質問・御報告等ございませんか。何でも結構です。

－ 意見等なし －

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項 3「令和5年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

－ 農政管理係長 説明 －

○議長 ありがとうございました。それでは、これで6月の委員会総会を終了させていただきます。長時間御苦勞さまでした。